

付帯メニュー定義書  
【ふるさと納税プラン】

2025年11月1日

株式会社ところざわ未来電力

付帯メニュー定義書【ふるさと納税プラン】（以下「本定義書」といいます。）は、株式会社ところざわ未来電力（以下「当社」といいます。）のトコロんでんき約款にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱い（以下「本割引」といいます。）を定めたものです。本定義書で定める付帯メニュー（以下「ふるさと納税割」といいます。）は、当社が定める一定の要件を満たすお客さまを対象とする「特別割引メニュー」です。

## 1. 実施期日

本定義書は、2025年11月1日より適用します。

## 2. 適用条件

当社は、次のすべての条件を満たす電気需給契約に「ふるさと納税割」を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

(1) 当社ウェブサイトを用いてトコロんでんき約款記載の以下①～④のプラン※1のいずれかにお申込みいただき締結された電気需給契約であること

- ①再エネプランA
- ②再エネプランB
- ③再エネプランC
- ④再エネ電力プラン

※ 1 なお、ふるさと納税プランでは当社が契約する埼玉県所沢市内に立地する発電所で発電された電気に、当該電気に由来する環境価値を用いて温室効果ガス排出量をゼロとした電気を供給します。当社契約発電所の停止等により埼玉県所沢市内の電源由来の電気を供給できない場合については、埼玉県所沢市外の電気と環境価値を活用した電気を供給する場合があります。

(2) 電気需給契約の申込みと同時に、または電気需給契約締結後に、上記（1）を満たす電気需給契約のお客さまが以下①～⑤全ての条件を満たし、かつ、3.（2）に定める本割引を行う期間においても同様に以下の条件を満たすこと

- ① 埼玉県所沢市のふるさと納税の返礼品である「お礼の電力 CO2フリーでんき」へのお申込みを当社がふるさと納税プランを募集している期間に完了していること
- ② 以下3点住所が埼玉県所沢市以外であること
  - 1. ①のお申込みされた方の住民票記載住所
  - 2. 電力需要場所
  - 3. 請求書記載住所
- ③ 「お礼の電力 CO2フリーでんき」へのお申込み口数総数が、当社が定めた年間申込上限数以下であること
- ④ 「お礼の電力 CO2フリーでんき」のお申込みが1需要場所のみへの適用であること
- ⑤ ふるさと納税寄付者名義と電力需給契約の申込者が同一であること

### 3. 本割引内容（割引を行う上限額、割引を行う期間、割引金額の計算方法）

当社は、2. 適用条件に定める条件を満たすお客さまからのお申込みを承諾した場合には、以下の本割引を行う期間の電気料金について、各月の割引の合計金額が本割引を行う総額に達するまで、燃料調整額を除く電力量料金から割引を行います。各月の燃料調整額を除く電力量料金の計算について1円未満の端数は、切り捨てます。

当社の実施するその他の割引が適用される場合は、本割引に優先して当該割引を行うものとします。なお、各月の割引後の電気料金の総額が0円を下回る場合は当該月の電気料金が0円となるよう本割引の割引額を調整するものとします。

#### （1）本割引を行う総額

1口当たり30,000円(税込)を割引総額として（2）に定める割引期間内で割引を行います。

#### （2）本割引を行う期間

2. 適用条件（1）に定める電気需給契約の電気供給開始日の後、当社が通知する適用開始日から12ヶ月間とし、この期間内で上記（1）に定める総額に達するまで割引を適用します。

※1. 割引を行う上限額を超えていない場合でも上記の12ヶ月間を経過した場合には、期間経過後の割引は行いません。

※2. 埼玉県所沢市のふるさと納税の返礼品である「お礼の電力 CO2フリーでんき」へのお申込み日から「ふるさと納税プラン」適用開始日までの間に、お客さまが需給契約の終了・解約・廃止をされた場合、これに伴い本割引は適用終了となり、電気料金の割引を受ける権利は消滅するものといたします。

※3. 2. 適用条件を満たしている場合でも、お客さまが、上記の本割引を行う期間中に電力需給契約の終了・解約廃止をした場合、これに伴い「ふるさと納税割」は当該事象が発生した日の直後の検針日に適用終了となり、この時点で割引総額が残存している場合でも、お客さまが適用終了以降に使用した分の電気料金の割引を受ける権利は消滅するものといたします。

※4. 本割引に適用される供給地点番号は1か所のみです。

### 4. 適用廃止

2. の適用条件を満たす電気需給契約がトコろでんき約款第41条（解約等）により終了・解約される場合には、終了日・解約日の翌日以降、「ふるさと納税割」を適用しませ

ん。

#### 5. ふるさと納税割の定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、トコロんでんき約款第4条（約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、トコロんでんき約款第4条（約款の変更）に準じます。

#### 6. その他

- (1) 「ふるさと納税割」の適用条件を満たさないにもかかわらず、埼玉県所沢市のふるさと納税の返礼品である「お礼の電力 CO2フリーでんき」へのお申込みをいただいた場合、制度上寄付金額の返金を行うことができません。本定義書にて適用条件をよくご確認の上お申し込みください。

- (2) 当社は、お客さまから提出された個人情報を当社のプライバシーポリシーに従って取り扱います。プライバシーポリシーの詳細は以下のURLをご覧ください。

<https://tokorozawa-mirai.co.jp/policy/>